



を有効とし、只だ省略せられた中間者の利益を不当に侵害〈要旨〉することなき様に配慮すべきものとするのが不動産取引の実情に適するものと謂わねばならない。斯様に考へ、要旨とすべきことを確認する方法として極めて適当ではあるけれども、該方法のみならず、他に限定する理由なく中間者が不動産を譲渡するに当つて省略の同意をなかつたけれども、又不同意の意思を表明した事実も認められず、而かも客観的に考察して登記の省略に依り害せらるべき利益毫も存在せず、且中間者が其の前者（物件の譲渡人）に対して有する登記権利者としての権利を保全するに適切な方法を講ずることなく譲渡して居る事実が認められる場合には、爾後に至り自己の同意又は承認なきこととを理由として中間省略登記の抹消を請求することとを許さないものと解するのが相対である。本件に於て中間者である被控訴人B、同C、同Dの各証言原審及び当審に於ける被控訴人Bの供述を綜合すれば、被控訴人は訴外組合より本件不動産を登記方として承継取得し、自ら所有する期間之れを登記し、よつと経過し、之れを譲渡して他人に依頼することなく、未登記の何れ等不満足感を経過し、之れを満足し、不動産を何人の名を以て保有登記を為すや等既登記不動産とする点に關しては、毫も關心なく話題と為すことと亦何等なかつたことを認め、居るけれども、右書類は既に登記済の不動産に付、其の名義人が該不動産を最初譲渡する場合に登記の爲の原簿に登記簿を作成せしめ、その所有権移転登記申請手続を委任する書類として不動産取引に通常作成せしめ、然るも、本件の如く未登記不動産の登記簿書類として先づ被控訴人が委任する不動産を譲受けた原因証書及び自己の登記権利者として登記申請を為すべき委任状と共にしなれば不備であるが、当事者は不動産が既登記であるか未登記であるかを等付明に自覚して作成したものでなく、漫然不動産取引に於て通常作成せらるる書類を未登記の場合に無自覚に應用して作成したものと認め、之を相當で、此等の書類の文字上の意味を形式的に解し、被控訴人は先づ自己名義に登記せらるべきことを当然前提して自己名義の登記を實現した上で他に移転登記する書類を自覚して作成したものと解することは出来ない。而して被控訴人は本訴を提起した動機に付、いとも何等自己自身の利益を守る目的に非ずして、只だ訴外Bが二重譲渡したことを聞知し、其の譲受人の一人である訴外Eを以て正当の権利者と解し、之れに責任あると感ずるに、同訴外人名義の登記を實現するため控訴人名義の登記を抹消しようとするに、あること被控訴人の供述により明かであるが、控訴人とEと孰れが法律上の保護に値するや否やに付いては、同人等間の訴訟の結果に依るべく、斯る他人間の争に於て、手段として本件登記の抹消を求めることは権利保護の要件を欠き、此の点に於ても本訴請求は失当である。

上來說示の理由により被控訴人の本訴請求は失当であつて之れを認容した原判決は不当で取消すべきものと認め、尚訴訟費用に付き民事訴訟法第八十九条第九十六条に則り主文の通り判決する。

（裁判長判事 北野孝一 判事 伊藤淳吉 判事 小沢三朗）